

○財務省告示第二百二十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年六月十一日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年七月六日

財務大臣 野田佳彌

七

口イ
払

特国入価込行争非者特国
別債札格入価・別債
参市発競金札格第参市
加場行争額発競I加場

円五五百でた条特七に規万千国項計二つ定う額
百千利第別千つ定円六債のに十いにち面
三七百付一會八いに、百に規関三て基、金
十二百八国項計百て基同七つ定す億はづ財額
二十五億債のに六はづ法十いにる三、き政で
億円に規関十、き第五て基法千額發法五
五千億五十五額發六億はづ律二面行第千
三千九百六十万円
三百六十九額き第百利第百金し六、二付一
六十四万円
四十額面發四十九付一三額た條特千国項
金行十額し六億債の五二付一會百に規

六

イ
発

入価行争非者特国
札格行入価・別債
発競札格第参市
行争額発競I加場

込募各当も
み限国ての
の度債るか
応額市。ら
募の場そ
額範特
を囲別応
割内參募
りに加額
當お者を
ていご順
るてと次
。各の割
申応り

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一
發

九
八

の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 價 発
払 過 入 價 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 札 格 第 参 市 発 競 價
み 子 率 發 競 I 加 場 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者
額 入 價 ・
単 面 札 格 第
位 金 發 競 I

(二)

口るに
座も係發
にのる行
記と所時
載し得に
又て税お
は振がい
記替源て
録口泉、
さ座徵そ
れ簿収の
る中さ利
ものれ子

額面金額の総額 $\times \frac{2.3}{100} \times \frac{83}{365}$

む十式は二
も号に、募・
のによ払入三
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
.るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

三額錢額 平す額の振 五
錢面以面 成るの記替 万
金上金 二。整載法 円
額の額 十 数又の
百そ百 二 倍は規
円れ円 年 の記定
にぞに 六 金録に
つれつ 月 額はよ
きのき 十 に、る
百応百 一 よ最振
四募四 日 る低替
円価円 も額口
八格五 の面座
十 十 と金簿

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におるい日
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成五年三月二十日
額日本銀行につけ百円を支払う。平成五年三月二十日
財務大臣から通知を受けた者

額面金額 × $\frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成控得は出に住時額金にの
す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに
る号の銀行を、十すの国た、又おたにりつ
期及翌支次二る税法前記はいたし、百算出
日休払の年率人額がては、外取分出は
に業う算九とをに外國に(一)當該金額を
つ十日式月が乗當該算人得すた金額を
い六ににたに二でじ用該算人得すた金額を
て号支だよ十起きたを非式でる者國債か
同じ払たしり日る。金受居にあら者が乗じら
じおうる、算を額けける場より發行
いへと支出支所又算合居行金
て以き払し払を所又算合居行金